

# 八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付事務取扱要領

令和6年11月25日制定

令和7年4月17日改定

## (趣旨)

第1条 この要領は、八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (2年度にわたる事業開始の承認)

第2条 要綱第4条第1項に規定する承認のための申請及びその通知は、八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始承認申請書（別記様式第1号）及び八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始承認通知書（別記様式第2号）によるものとする。

2 同条第3項に規定する変更の承認のための申請及びその通知は、八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始変更承認申請書（別記様式第3号）及び八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始変更承認通知書（別記様式第4号）によるものとする。

## (交付の申請)

第3条 要綱第5条に規定する申請書は、八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請書（別記様式第5号）によるものとする。

2 同条第2項に規定する申請期間は、市が京都府から京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領に規定する補助金の交付決定を受けた日から当該年度の1月31日（当該年度において1月31日が八幡市の休日を定める条例（平成2年9月29日条例第13号）第1条第1項に定める休日である場合は、直前の休日でない日）までとする。

## (交付の決定)

第4条 要綱第6条第2項に規定する補助金交付決定通知書は、八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付決定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

## (補助金の請求)

第5条 要綱第7条に規定する請求書は、八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付請求書（別記様式第7号）によるものとする。

## (交付の取り消し)

第6条 要綱第9条の規定により交付を取り消す場合は、八幡市家庭向け自立型再生可能

エネルギー導入事業費補助金取消通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第7条 要綱第11条第2項に規定する承認申請は、八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金財産処分等承認申請書（別記様式第9号）によるものとし、承認条件その他必要な事務手続は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境開発第080515002号 大臣官房会計課長通知）の例による。

附 則

この要領は、令和6年11月25日から施行する。

附 則（令和7年4月17日改定）

この要領は、令和7年4月17日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。